3 扶桑町の強靱化を進める上での留意事項

本町の強靱化の基本目標の達成に向け、特に以下の事項に留意しながら取り組むこととします。

- 扶桑町の強靱化に向け、国や県、町、他自治体、大学、関係機関、地域等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- 平時からの人のつながりが強靭な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域のつながりの維持・強化や、コミュニティの機能の向上を図る。
- 施策の進捗管理を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行い、時間管理の概念を持った計画的な取り組みを推進する。

4 計画推進の方策

計画の推進体制

国や県、他自治体、大学、関係機関、地域等と連携・協力・調整し、強靱化の取り組みを推進します。

● 計画の推進体制

本計画を適切に進捗・管理するために、各施策と進める上での目標値等を設定し、今後、目標の達成状況の把握、検証を行い、計画・実施・評価・改善の PDCA サイクルを通じて、計画を推進します。



計画の見直し

本計画は、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直します。ただし、施策の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合などは、 適宜必要な見直しを行います。

扶桑町国土強靱化地域計画 概要版

[発行] 扶桑町 総務部 災害対策室

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 TEL 0587-93-1111 FAX 0587-93-2034

扶桑町国土強靱化地域計画 【概要版】

計画の策定趣旨、位置づけ

計画の策定趣旨

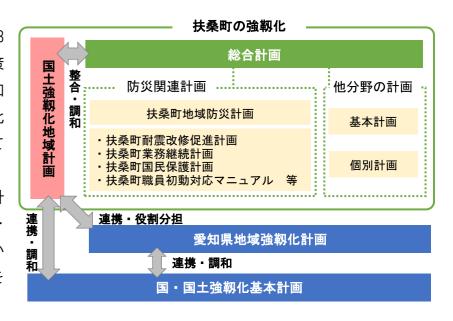
我が国では、台風や地震等の大規模自然災害に度々見舞われ、その度に甚大な被害を受けてきました。2011 年に発災した東日本大震災では、これまで進めてきたハード中心の対策の限界が指摘されました。近年においても、全国各地で様々な自然災害が頻発化・激甚化していることから、発災後に長期間を要する復旧復興を図るのではなく、平時から備えを行う必要性が求められています。このようなことを背景に、国土強靱化基本法が公布・施行され、国や愛知県において、国土強靱化のための計画が策定されています。

このような動向を踏まえ、扶桑町では、国・県との調和を図りつつ、国や県、関係機関などの 関係者相互の連携のもと、扶桑町の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として、 「扶桑町国土強靱化地域計画」(以下「本計画」と記載)を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づき策定するもので、国が策 定した国土強靱化基本計画と調和 を図るとともに、愛知県地域強靱化 計画との連携・役割分担を考慮して います。

また、本計画は、町政の基本方針である「扶桑町総合計画」との整合・調和を図りながら、災害の発災前から計画的に強靱化を目指すことを目的としています。



2 扶桑町の強靱化の基本的な考え方

本計画における基本目標は、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを 踏まえ、以下のとおり設定します。

- I 町民の生命を最大限守る。
- Ⅱ 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- Ⅲ 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- Ⅳ 迅速な復旧復興を可能とする。

主な施策の推進方針(抜粋)

国や県の計画を参考にして、本町の地域特性等を踏まえ、8 つの「事前に備えるべき目標」と 39 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。そして、リスクシナリオごとに 本町の課題を検討(脆弱性を評価)し、必要な施策を整理しました。

下表の左の列に「事前に備えるべき目標」、中の列に「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」、右の列に「主な施策の推進方針」の抜粋を掲載します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	主な施策の推進方針(抜粋)
直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	●住宅・建築物等の耐震化等の促進
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	●火災に強いまちづくり等の推進 ●消防水利の確保
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進
	1-4	暴風等に伴う多数の死傷者の発生	●情報提供手段の多重化・多様化の推進 ●救護所の設定と運営体制の整備
救助・救急、医療活動等が 迅速に行われるとともに、	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●輸送ルートの確保対策の実施 ●物資調達・供給体制、受援体制の構築等
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●災害対応の体制強化 ●活動拠点施設の耐災害性の強化
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	●帰宅困難者対策の推進 ●発災時における円滑な交通・移動の確保
被災者等の健康・避難生活	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	●人工透析患者等への対策 ●要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築
環境を確実に確保する	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●下水道 BCP(業務継続計画)の充実 ●衛生環境の確保等 ●医療活動を支える取組の推進
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	●避難所における良好な生活環境の確保等 ●二次感染予防対策策定の推進
必要不可欠な行政機能は 確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	●地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援 ●警察施設の機能強化
	3-2	首都圏での中央官庁機能や名古屋市三の丸地区等の地方行政機関の機能不全による行政機能の大幅な低下	●基幹的広域防災拠点の整備の促進等
	3-3	県、町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●行政機関等の機能維持 ●BCP(業務継続計画)の見直し
必要不可欠な情報通信機 能·情報サービスは確保す る	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	●多様な情報提供の手段の確保 ●水防テレメータシステムの整備
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	●効果的な教育・啓発の実施 ●状況情報を基にした主体的避難の促進
経済活動を機能不全に陥 - らせない -	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	●個別企業 BCP(業務継続計画)策定等の促進 ●耐災害性を高める施策等の推進
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	●燃料の確保対策の推進 ●燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	●有害物質等の流出防止対策
	5-4	陸・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	●交通施設の防災対策の推進
	5-5	金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響	●金融機関における防災対策の推進
	5-6	食料等の安定供給の停滞	●サプライチェーン輸送モードの強化
	5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	●上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進 ●水の安定供給
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわ	●電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化
	0 1	たる機能の停止	●石油燃料の確保
	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	●水道施設等の耐震化等の推進
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	●下水道施設の戦略的な維持管理等・下水道 BCP(業務継続計画)の充実
	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	●陸・海・空の輸送ルート確保の強化 ●道路における冠水対策
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	●防災インフラの耐震化の推進
制御不能な複合災害·二次 災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	●救助活動能力の充実・強化 ●病院との連絡体制の構築
	7-2	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	●沿道の住宅・建築物の耐震化の促進 ●道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出による町域の荒廃	●有害物質等の流出防止対策 ●石綿飛散防止対策
	7-4	農地等の被害による町域の荒廃	●農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備
社会・経済が迅速かつ従前 : より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	●災害廃棄物処理計画の運用等 ●災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向	●復旧・復興を担う人材等の育成等
		けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	●災害ボランティアの円滑な受入
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●浸水等の被害軽減に資する対策の推進 ●地盤沈下対策の推進
	8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	●自宅居住による生活再建の促進
	8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	●文化財の被害の最小化
	8-6	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	●復興体制や手順の検討等 ●迅速な復旧・復興のための地籍調査の推進
	8-7	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	●町における災害廃棄物処理計画の策定の促進等